

不利益処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 水産課

法令名		水産資源保護法				法令番号		昭和 2 6 年 1 2 月 1 7 日法律第 3 1 3 号	
手続名		無許可工事の変更、原状回復命令				根拠条項		第 2 2 条第 2 項	
処 分 基 準		保護水面の管理に著しく障害を及ぼすと認められるとき。							
対応 区分		1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与		処理 機関 水産課		交付 機関 水産課		目次 No. 3 1	